

長万部町新規就農支援資金貸付条例

(目的)

**第1条** この条例は、長万部町内において新たに農業を開始した者（新たに農業を開始することが確実と見込まれる者を含む。以下「新規就農者」という。）に対し、その営農開始に必要な資金を貸し付けし、もって長万部町における農業の担い手確保を図ることを目的とする。

(貸付対象者)

**第2条** 新規就農支援資金（以下「就農資金」という。）の貸付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 北海道就農計画認定制度実施要領（平成7年9月20日付け農改第1078号）に基づく就農計画で知事の認定を受けた者
- (2) 就農時の年齢が18歳以上56歳未満の者

(貸付金の額)

**第3条** 就農資金の貸付金額は、新規就農者1人につき1回限り200万円以内の額を予算の範囲内で貸し付けし、貸付にかかる利率は無利子とする。

(貸付の申請)

**第4条** 就農資金の貸付を受けようとする者は、連帯保証人2人を定め、町長に申請しなければならない。

(貸付の決定)

**第5条** 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、貸付の可否を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(連帯保証人等)

**第6条** 連帯保証人は、単独の生計を営む成年者又は、長万部町内に所在する法人でなければならない。

- (1) 貸付を受けようとする者が未成年者である場合は、親権者又は後見人を連帯債務者とする。
- (2) 連帯保証人又は連帯債務者が欠けたとき又は、破産その他の事情により適正を失ったときは、新たな連帯保証人又は連帯債務者を定め、町長に届けなければならない。

(貸付決定の取消し等)

**第7条** 貸付決定を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、町長は、貸付決定の全部又は一

部を取り消すものとする。

- (1) 病気等により就農が困難であると認めるとき。
- (2) 就農資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(貸付金の償還)

**第8条** 町長は、貸付実行年度の翌年度から5年以内の均等割の年賦により償還させるものとする。

ただし、未償還金の全部又は一部を繰上償還することを妨げない。

2 前項の償還期日は、毎年度2月末日とする。

(償還金の償還猶予)

**第9条** 貸付を受けた者は、災害等やむを得ない事由により農業の開始が遅れたとき又は中断したため償還金の償還猶予を受けようとするときは、町長に申請しなければならない。

(償還金の償還猶予の決定)

**第10条** 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、償還猶予の可否を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(償還金の免除)

**第11条** 貸付を受けた者が営農を継続している場合であって、次の表に掲げる区分のいずれかに該当し、当該年度の償還金の免除を受けようとする場合は、償還期日の1箇月前までに、町長に申請しなければならない。

免除要件の区分	上限額	免除適用期間
新たに資本を装備し農業経営を行っているとき。	1回の償還金につき40万円 総額200万円	貸付実行年度の翌年度から5年間。
農業生産法人に出資し、当該法人の構成員として従事しているとき。	1回の償還金につき20万円 総額100万円	ただし、第10条により償還を猶予した期間は除く。

(償還金の免除の決定)

**第12条** 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、償還金の免除の可否を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(補則)

**第13条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。